

福祉はぐくみ企業年金基金

事業所加入条件に係る内部規程

福祉はぐくみ企業年金基金（以下、「基金」といいます。）は、事業所の従業員の福祉の向上に寄与することを目的に設立された企業年金基金です。新たに基金への加入を希望される事業主の皆さまにおかれましては、従業員の将来の資産形成を支援する観点から、以下の加入ポリシーをご確認の上、遵守していただきますようお願いいたします。

（加入条件）

第1条 基金に加入する事業所は、以下の条件を満たすものとします。

- (1) 関連法規（民法／税法／労働法／年金関連法等）及び基金規約を遵守すること
- (2) 加入申込日の前日から起算して過去3年において、年金関連法令及び労働関係法令違反により送検されていないこと
- (3) 加入申込日の前日から起算して過去1年において、厚生年金保険料の納付を滞納していないこと
- (4) 加入申込日の前2事業年度において債務超過でないこと
- (5) 毎月の掛金は口座振替にて納付するものとし、残高不足等で口座振替ができなかった場合は、基金が指定する期限までに指定口座へ振り込むこと
- (6) 「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業、同条第13項に規定する接客業務受託営業及びこれらに類する事業並びにパチンコ、ゲームセンター等の遊技場営業を行っていないこと
- (7) 事業主若しくは事業主団体（以下「事業主等」という。）または事業主等の役員等が、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（暴力団対策法）」第2条第2号に規定する暴力団または第2条第6号に規定する暴力団員でないこと
- (8) 役員等が、自己、自社または第三者の不正な利益を図る目的、あるいは第三者に損害を加える目的で、暴力団や暴力団員を利用していないこと
- (9) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金などを供給せず、または便宜を供与するなどして、暴力団の維持・運営に協力または関与していないこと
- (10) 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら不当に利用していないこと
- (11) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (12) 事業主等またはその役員等が、「破壊活動防止法」第4条に規定される暴力主義的破壊活動を行っていないこと、またはそのおそれがある団体等に属していないこと
- (13) その他、基金が各種手続きの確認や書類の提出を求めた場合には、すみやかに応じること

（従業員を主眼とした制度）

第2条 制度加入時（及び制度導入後に採用された従業員）には、従業員（使用人兼務役員を含みます。）に対して企業年金制度の内容を説明し、加入希望の有無を必ず確認することとします。また、法人の前払退職金規程に定める2回目以降の加入機会においても、同様に説明と確認を行うこととします。

2. 制度加入時において、役員のみで構成される法人については、基金は加入を認めません。

（第2基準給与の取扱い）

第3条 第2基準給与の額は、同一条件下において上限と下限の範囲を20倍以内に収めるものとします。

2. 第2基準給与の額の相違は、勤続年数、年齢及び職種など、客観的な基準に基づくものに限るものとし、これ以外の基準に基づく相違は、不当に差別的な取扱いとして認められません。
3. 短時間・有期雇用労働者（以下、「非正規労働者」といいます。）に対して不合理な取扱いを行うことはできません。
4. 非正規労働者であることを理由に、第2基準給与の支給対象者から除外することはできません。

（書類の提出）

第4条 基金は、加入を希望される事業所に対して、債務超過でないことの公的な証明書の提出を求める場合があります。

2. 加入申込日の前3か月以内に発行された「保険料納入告知額・領収証書」の提出が必要です。

（制度の理解）

第5条 加入事業所は、基金の制度内容を正しく理解し、適切な運営を行うものとします。

2. 加入事業所は、基金規約及び基金に係る取扱い規程（前払退職金規程を含みます。）に照らした制度運営を行うものとします。

（改正）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合には、事業主及び加入者の承諾を得ることなく、本ポリシーの内容を変更し、または新たな内容を追加することができます。

- (1) ポリシーの変更が、基金制度の運営上、適切であると認められる場合
- (2) ポリシーの変更が契約の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の事情に照らして合理的であると判断される場合

（規程違反が認められたとき）

第7条 加入事業所が本規程の定めに違反した場合の対応について、以下のとおり定めます。

- (1) 指導

基金事務局が、事業所の運営改善を目的として、該当事業所に対して改善指導を行います。

(2) 理事会への報告

指導を行っても改善が見られないと基金事務局が判断した場合は、その旨を理事会に報告します。

(3) 是正勧告

理事会によって改善命令がなされた場合は、その決議に基づき、違反があった事業所に対して基金事務局が是正勧告を行います。是正勧告を受けた事業所は、是正勧告を受けた日から起算して 14 日以内に、事業所運営の改善に係る再発防止策を基金事務局へ提出し、以後これを徹底することとします。

(4) 脱退勧告

加入事業所が前号の是正勧告を受けたにもかかわらず改善が見られない場合、または重大な法令違反、不祥事、社会的信用を著しく損なう行為、もしくは基金の価値や信頼を毀損する行為を行った場合には、基金事務局は当該事業所に対し、速やかに基金からの脱退を求めるものとします。

附 則

1. 本規程は 2023 年 10 月 1 日から施行します。
2. 本規程は 2025 年 7 月 24 日から改正施行します。